



千葉労働動向

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

98.8.10 No. 4830

5・28判決弾劾の大運動を

抗議署名を集中しよう

5・28判決は、一〇四七名の無念の思いを踏みにじり、労働組合法と労働委員会制度そのものを否定・解体する反動判決だ。こんな判決がまかり通れば、「不当労働行為も首切りもやりたい放題」という社会状況が生みだされるのは明らかだ。

今、われわれに求められているのは、5・28判決を徹底的に弾劾し、全国にあふれる判決への怒りの声や危機感を結集して、これを反撃への転機とすることだ。橋本政権は、5・28判決で全ての労働者を敵に回してしまった。その意味でこの判決は両刃の刃に他ならない。何よりもわれわれ自身が、労働者の団結と権利を破壊しようとする一切の攻撃の矢面にたつ闘いの構えを創りあげよう。失業率はすでに四・三％。日本の労働運動と労働者の未来にとって、国鉄闘争がもつ位置も否応なく大きくなっている。永い闘いのなかで、

われわれも苦しいが、敵はもっと追いつめられているのだ。

われわれも苦しいが、敵はもっと追いつめられているのだ。動労千葉は、5・28判決に抗議し、取り消しを求める署名運動を開始した。取り組みを始めてから、わずか十日あまりの間に、四〇〇通もの労働者・有識者の署名が寄せられている。署名に添えられたメッセージは、どれも怒りの声に満ちている。「心から怒りをもって署名いたしました」「今回の判決に激怒しています」「労働者の正当な権利を守る闘いを心底支援します」「こちらがひるんでいけば、高裁段階は最高裁任せで、いい加減なことをやるでしょう」「論理抜き政治の意志をあそこまでぬけぬけとやる、これが国鉄闘争かとも思います」——この声のなかにこそ勝利への道がある。

「東京地裁5・28判決」の取り消しを求める要請署名

本年5月28日に東京地方裁判所民事11部および同19部で言い渡された、不当労働行為救済命令取消請求事件(JR採用差別事件)判決は、国鉄分割・民営化の過程で遂行された膨大な不当労働行為を免罪し、不当労働行為の是正—JR採用を求める国鉄労働者の訴えを理由なく排斥するものであり、私たちがこれに強く抗議します。

当時首相の地位にあった中曽根康弘氏が、「国労をつぶせば、社会党・総評がつぶれる」ということを明確に意識してやった」と語るとおり、JR採用差別事件が国家的不当労働行為であったことは、何人も否定することのできない事実であり、東京地裁民事11部、19部判決は社会正義を蹂躪し、労働者の諸権利を空文に等しいものとする暴挙と言わざるを得ません。

また同判決は、憲法二八条に定められた労働者の団結権、労働組合法七条に定められた不当労働行為の禁止、不当労働行為救済制度の根幹を否定し脅かす違法な判断を行っていると考えざるを得ません。

私たちは以上のとおり、不当労働行為の早急な是正の実現と、労働者の団結権保障のために、原判決の取り消しを強く求めるものです。

東京高等裁判所
長官 桜井文夫 殿
一九九八年 月 日

木更津支区脱退工作 事件地労委審問(8/3)

小島元支部長が証言

八月三日、「木更津支部脱退強要事件」第七回審問に、小島鎮雄元支部長が証人として出席し、木更津支部に対する攻撃の数々や本件脱退強要など、不当な労務政策の実態を証言した。

脱退強要粉砕に向け 支部の団結を強化

小島元支部長は、まず、成田運転区廃止に伴い千葉運転区から木更津支区に配転になった経緯や支部長就任に至った経緯等を証言した後、木更津支部に対する河野車務課長(当時)らをして先頭に立って「職場規律攻撃」や支部の役員・活動家を狙い撃ちにした強制配転などの組織破壊攻撃の経過を証言した。

労務政策を一切に優先

最後に、今回の脱退強要のような労務政策ばかり行なっているから列車の運行がガタガタになつてしまふ、大月駅での衝突事故のような考えられない事故が発生している会社の実情を訴えて、証言を終了した。

次回は、会社側反対尋問が行なわれ、結審する予定となつている。本件も、いよいよ最終局面を迎え、会社側の不当労働行為性はますます鮮明になつてきた。全力で傍聴に結集しよう。

●組合掲示板もない!